

## 今治市配食サービス受託事業者 新規募集要項

今治市配食サービス実施要綱に基づき、配食サービスを受託する事業者を下記のとおり募集します。

### 1 今治市配食サービス事業の概要

独居または高齢者のみの世帯で、病弱などの理由により見守りが必要な高齢者に対し、安否確認を兼ねて食事を配達するサービス。栄養改善を行うと同時に、定期的に声かけを行うことで独居高齢者の方に安心感を持っていただくことを目的とする。

身体や生活の状況に応じ、週5回を限度に栄養バランスの取れた朝食、昼食または夕食のいずれかを配達し、必ず顔を合わせて異状がないことを確認して食事をお渡しする。万一異状を発見した場合には、家族や関係機関に連絡を行うなど、必要な対応を行う。

配食対象者は希望者の申請により今治市が決定し、それに基づき配食回数と曜日を決定して受託事業者に依頼する。

### 2 受託できる事業者の条件

今治市配食サービス事業の受託申請ができるのは、事業の趣旨に賛同し、下記の条件を満たす事業者とする。

- (1) 今治市配食サービス事業の趣旨に賛同し、今治市配食サービス実施要綱に基づき配食サービスを実施できること。
- (2) 老人福祉施設を運営する法人、社会福祉法人、農業協同組合、その他配食事業の事業実施が可能であると認められる事業者。
- (3) 調理から配達及び安否確認の一連の業務を事業者の責任によって実施できること。
- (4) 食品衛生法による飲食店営業許可その他が必要な場合はその許可を受けていること。
- (5) 高齢者向けの栄養バランスの取れた食事が提供できること。
- (6) 咀嚼・嚥下能力の低下に対応した食事を選択に応じて提供できること。(減塩食・糖尿病食なども対応可能であることが望ましい)
- (7) 契約期間内は継続して事業を受託できること。
- (8) 当該業務委託の実施年度において、今治市における一般競争入札の参加資格を有すること。
- (9) 次のいずれにも該当しないもの。
  - ア 会社更生法（平成14年第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）等の規定に基づき更生又は再生手続をしている法人等
  - イ 今治市が行う建設工事等の請負又は物品の購入若しくは製造の請負の指名競争入札について指名留保又は指名停止措置を受けている法人等
  - ウ 市税、消費税及び地方消費税を滞納している者
  - エ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
  - オ 暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。以下同じ。）若しく

は暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団の構成員等」という。）の統制の下にある団体

カ 役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めがあるものの代表者又は管理人を含む。以下同じ。）のうちに、次のいずれかに該当する者がいる団体

（ア）破産者で復権を得ないもの

（イ）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（第32条の3第7項、第32条の11第1項を除く。）の規定に違反し、又は刑法（明治40年法律第45号）第204条、第206条、第208条、第208条の2、第222条若しくは第247条の罪若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律（大正15年法律第60号）の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者

（ウ）暴力団の構成員等

### 3 配食対象地区

関前地区

### 4 配食時間帯

朝食、昼食または夕食のいずれかが配達可能であればよい。

朝食の場合は午前7時から9時頃、昼食の場合は午前10時から12時頃、夕食の場合は午後3時から5時頃を目安とする。利用者は配食時間には自宅で待つ必要があるため、毎回決まった時間帯に食事を届けること。

### 5 委託料

1食あたり、食材料費及び調理費相当額に419円を加算した額。ただし、食材料費及び調理費相当額の上限は419円とする。

利用者は市に対し利用料として「食材料費及び調理費相当額×配食数」を支払い、市は受託事業者に対し「(食材料費及び調理費相当額+419円)×配食数」を支払う。委託料は受託事業者の実績報告と請求に基づき、1月ごとに集計し、実施月の翌月末頃に支払う。

### 6 配食の内容

- (1) 配達する食事の献立は、高齢者の味の嗜好と健康管理に配慮した内容とし、1食あたりのカロリーは500から600キロカロリーを目安とする。
- (2) 配食容器（弁当箱）は受託事業者が用意する。

### 7 事業実施方法

- (1) 申請から利用までの流れ

ア 利用者からの申請に基づき、市が利用回数や曜日を決定。配食可能日や詳細について受託事業者と打ち合わせ。

イ 利用決定により、「配食サービス依頼書」及び「配食サービス利用者見守り連絡先台帳」を受託事業者に送付。その際、好き嫌いの有無や咀嚼・嚥下能力の低下に対応した食事に関する注意なども伝える。

ウ 受託事業者が利用者宅に訪問するなどして、場所や配食時間等を確認。指定の日より配食開始。

(2) 毎月の実施内容

ア 毎月下旬に、翌月の「配食予定表（業者別）」（予定表様式ア）及び利用者ごとの「配食サービス実施予定（実績）表」（予定表個人様式イ）（2枚）を市より各事業者に送付。

イ 「配食サービス実施予定（実績）表」は1枚を事業者が保管し、1枚を利用者にお渡しする。配食のたびに事業者分に確認のチェックをしてもらう。必ず本人と顔を合わせ、異状がないことを確認して食事を渡す。

ウ 毎月月末に、1か月の実績配食数を「配食サービス実施予定（実績）表」に記入し、利用者に確認のチェックをもらう。利用者全員の利用実績を「配食サービス提供実績一覧表」（実績一覧様式ウ）に集計し、報告書鑑（報告書鑑様式エ）を添えて、市に委託料を請求する。（請求書様式オ）

エ 市は請求に基づき、翌月末頃に委託料を支払う。

(3) その他

ア 利用者が臨時的に配食を必要としなくなった場合（1日～数か月の外出、入院など）は、利用者から前日までに配食事業者に連絡する。配食に訪問したが連絡なく不在であった場合などは配食したものとみなし、委託料を請求できる。

イ 利用者が連絡なく不在であるなどして、安否が疑われる場合、「配食サービス利用者見守り連絡先台帳」に記載の家族に連絡する。利用者の異状（食欲不振・けが・病気・体調不良、認知症が疑われる言動、犯罪被害の可能性など）を発見した場合は「配食サービス利用者見守り連絡先台帳」に記載の連絡先及び市に連絡することとし、緊急性を要する場合は即座に警察・消防等に通報する。配食回数変更の希望や、その他の福祉サービスについて相談があった場合は、すみやかに市に連絡する。

ウ 利用者が配食を終了する場合、市が受託事業者に通知する。

8 申請方法

(1) スケジュール

3月 1日	今治市ホームページで募集
3月 22日	締切 書類審査
3月 下旬	決定
4月 1日	契約締結
4月 1日以降	配食開始

(2) 申請用紙等

配食サービス事業者受託申請書 別紙のとおり

添付書類

- ア 食品衛生法に基づく飲食店営業許可書の写し（許可が必要な事業を行っている場合）
- イ 管理栄養士等免許証または資格証明書の写し
- ウ 宣誓書（様式1）
- エ サービス内容申告書（様式2）
- オ 提供する弁当（案）の写真及び献立（3食分）

9 審査方法

申請書類提出後、基準を満たしているか確認する。

今治市の管理栄養士が、「献立採点表」により提出された献立の審査を行い、合格基準点を満たした事業者を選定する。複数の事業者から申請があった場合は、「献立基準表」の点数の高い事業者を選定する。